

コミュニティ用具貸出要綱

この要綱は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団（以下「財団」という）が、八王子市におけるコミュニティ育成を行なう団体等に対し、その活動に利用する用具器材（以下「コミュニティ用具」という）を貸し出すことについて必要なことを定める。

1. コミュニティ用具の種類と数量

紅白幕（屋内用・180cm×540cm）	8枚	ふあふあくじらの水族館	1体
ワナゲゲーム	3組	ふあふあ寅次郎	1体
プロジェクター（屋内用）	2組	ストラックアウト	3組

2. 貸し出し対象

貸し出し対象は、市内在住・在勤・在学でコミュニティ活動を目的として利用する者とする。

3. 貸し出し料

(1) ふあふあ寅次郎は5日以内で15,000円とする。利用者の都合で5日を超える場合は1日につき3,000円の追加とする。

ふあふあくじらの水族館を「財団が助成する団体」が利用する場合は、5日以内で15,000円とする。その他の者の場合は5日以内で20,000円とする。利用者の都合で5日を超える場合は1日につき4,000円の追加とする。（別紙「ふあふあ寅次郎・ふあふあくじらの水族館利用の手引き」参照）

(2) ストラックアウトは1組あたり5日以内で3,000円とする。利用者の都合で5日を超える場合は1日につき1組あたり600円の追加とする。

(3) ワナゲゲームは1組あたり5日以内で1,000円とする。利用者の都合で5日を超える場合は1日につき1組あたり200円の追加とする。

(4) 紅白幕は1枚あたり5日以内で500円とする。利用者の都合で5日を超える場合は1日につき1枚あたり100円の追加とする。

(5) プロジェクターは市民センターでの利用に限り1組あたり2日以内で1,500円とする。利用者の都合で2日を超える場合は1日につき1組あたり1,000円の追加とする。市民センター以外の利用の場合は1組あたり2日以内で3,000円とする。利用者の都合で2日を超える場合は1日につき1組あたり2,000円の追加とする。

4. 貸し出し期間

プロジェクターは2日以内とし、その他の用具は5日以内とする。ただし、特別な理由があるときで、事前に財団が承認した場合はこの限りではない。

5. 貸し出しの手続き

(1) 申請者（利用責任者）は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、財団コミュニティ振興

課に申し込み、承認を受けることとする。

(2) 申請は、「財団が助成する団体」は、全ての用具について利用日の1年前から、その他の者については利用日の3ヶ月前から申請順に受け付けることとする。

(3) 借り受け及び返却は、必ず財団職員立会いのもとで行なうこととする。

6. 貸し出し承認の取り消し

次のいずれかに該当するときは、貸し出し承認を取り消すことがある。

(1) 営利を目的とするもの。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) その他、理事長が貸し出しを不相当と判断したとき。

7. その他

(1) 財団の承認を得た目的以外の利用や、利用権の譲渡及び転貸を禁止する。

(2) 棄損又は紛失があったときは、現物弁償を原則とする。

(3) 財団ではコミュニティ用具利用にかかわる傷害保険には加入していない。必要と思われる場合は利用者で加入することとする。

付則

この要綱は平成元年4月1日から適用する。

この要綱は平成14年4月1日一部改正し適用する。

この要綱は平成18年9月1日一部改正し適用する。

この要綱は平成19年8月1日一部改正し適用する。

この要綱は平成20年1月1日一部改正し適用する。

この要綱は平成20年4月1日一部改正し適用する。

この要綱は平成22年4月1日一部改正し適用する。

この要綱は平成24年1月1日一部改正し適用する。

この要綱は平成28年4月1日一部改正し適用する。

この要綱は平成31年1月1日一部改正し適用する。